

令和 8年 6月 8日 議決・専決

令和 8年 6月 9日施行

令和 8年 6月 9日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町条例第17号

佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 6月 9日

佐用町長 江 見 秀 樹

## 佐用町条例第17号

### 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

佐用町消防団員等公務災害補償条例（平成17年佐用町条例第152号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐用町消防団員等公務災害補償条例（平成17年佐用町条例第152号）（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた佐用町消防団員等公務災害補償条例（平成17年佐用町条例第152号）第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の佐用町消防団員等公務災害補償条例（平成17年佐用町条例第152号）（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。